

第 1113 回 高知市教育委員会 5 月定例会 議事録

1 開催日 平成 25 年 5 月 28 日 (火)

2 委員長開会宣言

3 議事

日程第 1 会議録署名委員の指名について

日程第 2 市教委第 20 号 高知市社会教育委員の委嘱について

日程第 3 市教委第 21 号 高知市公民館運営審議会委員の委嘱について

日程第 4 市教委第 22 号 高知市文化財保護審議会委員の委嘱について

日程第 5 市教委第 23 号 高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について

日程第 6 市教委第 24 号 平成 26 年度高知商業高等学校入学定員について

4 出席者

(1) 委員	1 番委員長	門 田 佐智子
	2 番委員	西 山 彰 一
	3 番委員	山 本 和 正
	4 番委員	西 森 やよい
	5 番教育長	松 原 和 廣
(2) 事務局	教育次長	依 岡 雅 文
	教育次長	横 田 寿 生
	教育政策課長	森 田 洋 介
	学校教育課長	土 居 英 一
	生涯学習課長 (参事)	渡 邊 武
	民権・文化財課長 (参事)	筒 井 秀 一
	市民図書館長	貞 廣 岳 士
	教育政策課長補佐	高 岡 幸 史
	学校教育課指導主事	竹 村 晃
	教育政策課総務担当係長	宮 田 小 町
	教育政策課主査	横 田 由 紀 子

1 平成 25 年 5 月 28 日（火） 午後 1 時 00 分～午後 1 時 35 分 （たかじょう庁舎 5 階北会議室）

2 議事内容

開会 午後 1 時 00 分

門田委員長

ただいまから、第 1113 回高知市教育委員会 5 月定例会を開会いたします。

始めに、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、山本委員さんをお願いします。

それでは、議案審査に移ります。日程第 2 市教委第 20 号「高知市社会教育委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いいたします。

生涯教育課長

生涯教育課の渡邊でございます。

社会教育法の第 15 条の第 1 項の規定に、社会教育委員を置くことができるという規定がございます。本市におきましては、高知市社会教育委員の定数及び任期等に関する条例及び高知市社会教育委員会議規則によって設置しているものでございます。委員の定数は、21 名以内となっておりますが、現在の定数は 18 名で、その構成は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者等となっております。任期につきましては、2 年となっております。

今回の委嘱は、委員として委嘱をしておりました 2 名の方の所属団体の推薦者の交代に伴うものでございます。具体的に申し上げますと、高知市校長会より新たに推薦がありまして、寺田静代城西中学校校長から黒瀬絹江西部中学校校長に、また高知市人権教育研究協議会より新たに推薦がございまして、吉岡省次朝倉第二小学校校長から吉岡潤長浜小学校校長に交代となりましたものです。

今回委嘱いたします委員の任期は、前委員の残りの任期となりますので、平成 25 年 5 月 29 日から平成 25 年 7 月 6 日までとなります。なお、委員の男女の比率につきましては、委員 18 名中 5 名が女性でありますので、男性が 72.2%、女性は 27.8%になります。以上でございます。

門田委員長

ただいまの件に関して質疑等はありませんか。

ないようですので質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 20 号「高知市社会教育委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 20 号は原案の通り決しました。

次に日程第 3 市教委第 21 号「高知市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

生涯教育課長

生涯教育課の渡邊でございます。

社会教育法の第 29 条第 1 項の規定によりまして、公民館における各種の事業の企画実施につき調査、審議をするために、公民館運営審議会を設置することができるという規定になっており、高知市立公民館条例第 5 条に基づき設置しているものでございます。委員の定数は 12 名以内で、その構成は学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験者等にな

っており、任期につきましては2年となっています。

今回の委嘱は、平成25年5月31日を以て任期が満了いたしますため、新たに委嘱を行うものでございます。

現在11名の方に委員を委嘱しておりますが、うち10名の方につきましては再任に同意をいただいております。1名の方が新任となります。新たに就任を予定しております近藤泰清さんは、前任の森田悦男さんが、昨年12月に急逝され、欠員になっていましたことから、高知市文化協会に後任をお願いしてありましたところ、ご推薦をいただいたものです。

今回委嘱いたします委員の任期は、平成25年6月1日から平成27年5月31日までとなります。

なお、委員の男女の比率につきましては、委員11名中4名が女性となりますので、男性63.6%、女性36.4%になります。以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。

ただいまの件に関して、質疑等はありませんか。

では質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第21号「高知市公民館運営審議会の委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第21号は原案の通り決しました。

次に日程第4市教委第22号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

民権・文化財課長

民権・文化財課の筒井でございます。

高知市文化財保護審議会委員の委嘱について、ご報告申し上げます。今回は任期中の委員の方の交代があったためでございます。

資料8～9ページでございますが、前任の田中委員さんが、事情により引かれました。従いまして新しい委員さんとして伊藤千恵さんを、この6月1日から前任者の残任期間でございます来年5月31日まで委嘱しようとするものでございます。

高知市文化財保護審議会につきましては、9ページに名簿がございますが、第1部会建造物・美術工芸・古文書、第2部会民俗、第3部会史跡・名勝・天然記念物というふうに、各分野の専門の方に委員をお願いしているところでございます。

今回は、天然記念物、特に植物のご専門の委員さんが引かれるということで、その所属でございます牧野植物園からご推薦をいただきまして、牧野植物園の学芸員であります伊藤さんに植物のご専門として、審議会委員を委嘱しようとするものでございます。

13名中2名の方が女性ということで、少し女性の比率は少のうございますが、それぞれの専門分野ということで、今回このような内容となっております。以上です。

門田委員長

ただいまの件に関しまして質疑等はありませんか。

特にないようですので、質疑を終了して採決に移ります。

市教委第22号「高知市文化財保護審議会委員の委嘱について」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第 22 号は原案の通り決しました。

続きまして日程第 5 市教委第 23 号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

市民図書館長

市民図書館の貞廣でございます。

まず 10 ページから説明させていただきます。件名は、高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正ということでございます。高知県立図書館、高知市立市民図書館の共通利用カード発行にあたり、平成 26 年度中に予定されている県市統合図書館情報システムに合わせた運用を行うため規則の改正を行うものでございます。

新図書館開館時の混乱を避けるために、県市統合図書館情報システムというものの運用を事前に行います。その統合が 27 年 2 月でございますけれども、その手前に、高知県立図書館、高知市立図書館双方で使える、県市共通図書利用カードを発行するものでございます。本年 7 月 2 日からを予定しております。県立図書館は 7 月 16 日から、高知市民図書館は 7 月 2 日からを予定しております。

12 ページに移りまして、新旧対照表がございますけれども、現在の高知県立図書館のカード、有効期間が翌誕生日から 3 年間となっております。対しまして、高知市立市民図書館の場合は、交付の日から 1 年間となっております。これを新図書館で統合するというところでございますので、これもルールも統合しなければいけないということで、図書館利用者の利便性及び事務効率化という観点から、県立図書館、市民図書館、同じく交付の日から 3 年間とするということで、それに伴う規則改正でございます。

それと、交付の日から 1 年間という規則が残っておりますが、現在の利用カードも次の更新まで使えますので、その分の元の利用カードにつきましては、交付から 1 年ということになっています。それと、あくまでも経過措置ですが、更新の際に市民図書館だけのカードがいいという方がおられましたら、引き続き更新は 1 年間にするというので、県市共通利用カードのみ 3 年間とするという規則改正になっております。説明は以上でございます。

門田委員長

ありがとうございました。

ただいまの件に関して、質疑等はありませんか。

それでは、市単独のカードと県市共通のカードと 2 枚を作ることもできるのですか。

市民図書館長

2 枚目はございません。あくまでも 1 枚です。有効期限が来る前であっても、県市共通カードを申請いただいたら、従来の図書利用カードは使えなくなります。市民図書館に申し出をされたら、県市共通利用カードができますので、そのカードで県立図書館も同じく利用できる、また逆もしかりですけど、そういったことで新図書館の準備行為として、実施しようとするものです。

松原教育長

そうしたら、最終的には共通カード 1 枚になるということですか。

市民図書館長

当然、新図書館の時は、1 枚でやらねばなりませんけれども、システム統合が平成 27 年 2 月頃を予定しておりますので、その際には、県市共同利用カード 1 枚だけで行うこととなります。

西森委員

やはり、期限って必要なんです。期限があるという認識があまりなかったんですけど。実際に、市民図書館利用カードの裏には、長く使用するので大切にとか書いてありますけど、期限については書いてないようなんですけど。

市民図書館長

カードには書いておりませんが、一緒にお渡しする利用案内には有効期限を書かせていただい

ております。やはり住所の確認であったり、抜かっていたりするものが存在しますので、いったん有効期限を定めさせていただいて、窓口でお借りになられる時に、本も含めた確認をさせていただいて、変更なければそのまま更新ということになりますけども、有効期限をどこの図書館でも構えさせていただいている状況です。

門田委員長

質問等はありませんか。

それでは質問や質疑を終了し、採決に移ります。

市教委第 23 号「高知市立市民図書館資料利用規則の一部改正について」は、原案の通り決することにご異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

異議なしと認めます。よって市教委第 23 号は原案の通り決しました。

次に日程第 6 市教委第 24 号「平成 26 年度高知商業高等学校入学定員について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。

学校教育課長

学校教育課の土居でございます。

平成 26 年度の公立高等学校入学者選抜制度に関わります、高知商業高等学校の入学定員についてご審議をお願いします。

お手元の 15 ページ資料 1 をご覧ください。県の中学校卒業生の推移と公立高等学校入学定員の推移の表をお示ししていますが、平成 26 年 3 月時点での県下の中学卒業予定者数は、国公立立合わせて 6,616 人で、前年度比 155 人の減少と予測されております。中でも、本市の中学校卒業予定者数は、2,002 人で前年度比 101 人の減少と見込まれております。

こうした卒業生の状況を踏まえまして、次に 16 ページの資料 2 をご覧ください。こちらには、高知商業高等学校全日制の入学者数表ということで、平成 17 年度からお示しております。商業高校の全日制の課程におきましては、平成 19 年度以降、全域選抜で 300 人を超える受験者数を得ておりますし、新学区を導入いたしました昨年度、県下で最も多い受験者数となっております。

それぞれの科の状況につきましては、総合マネジメント科 112 名に対しまして、志願者 210 名、社会マネジメント科 56 名に対しまして 84 名、以下そこにございますように、情報マネジメント科、スポーツマネジメント科ともに非常に高い倍率になっております。中でも総合マネジメント科が非常に高くなっておりますが、これは特進コースを含む進学対応と資格取得を目指す科であるということで、進学志向、雇用不安等の情勢を反映したものでないかと推測しているところでございます。

また、前期選抜で 100% 募集といたしました新学科であるスポーツマネジメント科におきましては、定員 35 名に対しまして、43 人の志願者という状況になっておりまして、正直もう少し高い割合も想定していたところですが、これは桜宮高校等の影響もあったのではないかと推測しているところでございます。しかし、これも一定の倍率がございまして、目的意識の高い受験者を得ることができたという報告を受けているところでございます。

後期選抜におきまして、全学科において定員を満たすという結果になっております。後期選抜については、中段のところにお示しているところです。

資料 15 ページですが、26 年度はそういうことですが、27 年度以降の状況をみますと、27 年度につきましては減少はないものの、それ以降はずっと減少が続き、平成 33 年度までには約 1,000 人程度の減少が見込まれると、長期的にはこうした推移が予想されているところでございます。

これを受けまして、現在、県教委では高等学校の再編計画にも取り組んでおり、27 年度には募集割合を、前期 100% とする入試制度の変更もあることから、今後学校規模の適性を含めた入学定員の削減も予想されている状況でございます。

こうした県や市の状況を踏まえまして、平成 26 年度入試における高知商業高校の入学定員につきましては現状の 280 名を維持したいと考えております。

ちなみに、県立高校では、県全体で 40 名程度の減少になるのではないかと情報は得ておりますが確かなものではありません。

また、定時制の課程につきましては、商業科 1 学級 40 人としまして、不登校経験者等の受け入れを含めた生徒数の確保を図るということから、現状定数を維持したいと考えております。

以上、商業高校の入学定員についての提案でございます。よろしく申し上げます。

門田委員長

何か質問があればお願いします。

西山委員

特に、スポーツマネジメント科に関わり、手ごたえといったものはどのように受け止めていますか。かなり注目されているデビューとかありましたでしょうか。

学校教育課指導主事

先ほども申しましたように、応募人数は少なかったけれども、学校において 8 競技の強化指定クラブを出させていただいております。受験に際しましては、その強化クラブだけでなくはならないということはありませんが、指定に見合うクラブからの応募があつているところです。

県下から各クラブで優秀な成績を収めた、また、商業高校で学びたいという意欲を強く持った学生が志願していただいたと学校から連絡があつています。

西山委員

スポーツマネジメント科を卒業された後、どのような進路が考えられますか。例えば、指定校推薦でこういったところもありますよとか、もちろん大学もありますよとかいうことで。

学校教育課指導主事

現在、各大学においても、スポーツマネジメント学科という、同じ冠を有する学校はずいぶん増えてきております。

すべて進学ということは考えていませんが、これからの社会においてリーダー性といったものが、非常に重視されるのではないかとこのように考えておまして、クラブを通じてリーダー性といったものを育成して、進学だけではなく地域のスポーツの養成員になるとか、また広くは生涯学習、自分の仕事とは別に、地域の中で生きていく人材、地域を活性させていく人材とか、スポーツだけに限らずに、そうしたリーダーの育成というふうなことを目指していきたいと考えています。

西山委員

はい、ありがとうございました。

山本委員

学区が撤廃されていますよね。最初何%という形で変わってきて、平成 24 年度に学区が撤廃されましたが、市内の子どもたちと学区外の割合はどんな感じになっていますか。

学校教育課指導主事

高知商業に限って申しますと、50.2%が市外、49.8%が市内となつて、ほぼ 5 割という形でこの 3 年程推移しています。

以前には、若干郡部が高い比率にありましたが、そういった意味で言いますと、全体的にもさほど市内における比率というものは、変わってきてはいないと考えます。

松原委員長

商業は、学区制は設けておらず、全県 1 区で過去もずっとやってきた経緯があります。

ただ、普通科の学校は、これは高知学区でありますから、どうしても学力を高めて行かないと、高知に住みながら高知市以外の高校に行かざるを得ない子どもの比率が高くなっていく、ということもあつたので、そうすると我々も進路指導そのものも厳しく捉えていたわけですがけれども、今度の高校進学率を見ても、98.1%だったか過去最高の進学率になっている状況で、あまり影響はなかったかな

という感じはします。

西山委員

志望するにあたって、保護者にとって一つの条件となると思いますが、学生寮があるのかなのか教えてください。

学校教育課指導主事

ございません。

西山委員

ないですか。

それで、男子寮、あるいは女子寮を作ってもらいたいという要望があるのかどうか。もう一点、現在、市外、遠隔から来られている子どもさんの住まいの状況は、どういうふうになっていますか。

学校教育課指導主事

寮は現在、学校が設置する見通しはありません。しかしながら、野球部につきまして後援会、保護者会の運営による寮で子どもたちは生活しています。女子バレーボール部につきましては、本年度退職した、現在も時間講師をしています北川教諭が、私費で購入されたアパートに住んでいるという形です。

現在、学生寮自体が学校周辺になくなってきまして、マンション形式とかアパート形式といったところで学生たちは、生活しています。入学段階、合格者招集日にそういったアパート等の斡旋については学校でやらせてもらっています。

寮の要望ですが、今はありません。

西山委員

ありがとうございました。

西森委員

今、定時制はどういう感じの機能になっていますか。というのは、今から何十年か前だったら、実際に経済力がなくて、学ぶ意欲も、学力も相当あるけれども、15歳で働きに出なくてはいけない、といってもやはり学問したいから定時制に来る、そういった子どもさん達が大部分いらっしゃると思います。そうした時代から多少豊かな時代があって、また経済的に苦しい時代がやって来て、そのなかでは、定時制に行くのは、はっきり言えば全日制でちょっと対応できない可能性があるお子さんが定時制に行っているということが、そこでもあったのではないかと想像するのです。

で、今またどういった感じでしょうか。

学校教育課指導主事

現在、高知商業の定時制で、年齢が高い、20歳を超える学生は、4年生で2名です。後は、中学校を卒業してそのまま入って来ているのが現状です。勤務しながら通うというのが、今までの定時制のイメージであったのですが、それとはちょっと違う様相を持っているのではないかと考えています。

しかしながら、学校としては、働くこと、アルバイトであるとかそういったことを推薦しておりまして、やはり昼間働きながら来ているという現状は、現在もあります。全てではないですが、大半の者が、アルバイト等の仕事をしながら通ってきているという現状はあります。

今年22名の入学者ですが、全て高知市の公立中学校卒業生です。多年度、いわゆる留年をして入ってきている者が3名です。

西森委員

枠としたら、40名取られているが、個人的には、昨年を言えば23名で、ある程度落とされている人もいるだろうと数字上は見えます。そもそも、全日制も定時性も入試ですから、入りたかったけれども入れないという思いが付きまとうのはしょうがないと思いますが、定時制の場合に、どういった基準で合否判定されているのかお聞かせください。

学校教育課指導主事

定時制は、前期選抜はありません。後期選抜から入試を始めます。後期選抜においては、3教科の

学力検査を行っています。そして面接審査。その後、不合格になった場合には、再募集。再募集も同じように学力検査と面接審査。それでもなお不合格になった場合には、特例募集というものがあります。これは、県立の定時制もそうですが、各学校によって独自に審査を行っています。定員に充足しない場合には、複数回行うことも可能ですが、その3段階の学力検査をしています。

学力検査でも、全日制と比べてかなり低い点数で判定しているところはありますけれども、それでも、少し高等学校の学力にはついてこれないという学生さんもいるのが現実です。

松原教育長

本日の決定は、定数を決定するだけなのか、例えば総合マネジメント科とか科の設置も含めての決定なのですか。

学校教育課指導主事

定数だけです。

門田委員長

それでは質疑もないようですので、質疑を終了し採決に移ります。

市教委第24号「平成26年度高知商業高等学校入学定員について」は、原案の通り決することに異議ありませんか。

委員一同

【異議なし】

門田委員長

ご異議なしと認めます。よって市教委第24号は原案の通り決しました。

本日の議事日程は以上ですべて終了しました。

閉会 午後1時35分

署名

委員長

3番委員